



島根県報

平成20年 1月15日 (火)

第 1,948 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	1
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(経 営 支 援 課)	1
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	2
道路の供用開始	(")	4

正 誤

平成15年 7月 4日付け島根県報第1,484号中	(")	4
平成19年10月 2日付け島根県報第1,919号中	(")	5
平成19年12月28日付け島根県報第1,944号中	(")	5

告 示

島根県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う江津地区上津井工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年 1月15日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第29号

平成19年島根県告示第756号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年 1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

2 意見の概要

- (1) 近隣住民対策会などと設置することとしている協議会は、開店前に設置すること。
- (2) 本棟敷地内西側平面駐車場内での交通混雑解消のための対策を取ること。
- (3) 場内道路及び駐車場から公道への全ての出口に、中央線や停止線、一時停止を促す看板等を設置すること。
- (4) 本棟立体駐車場スロープ出口は、本棟西側平面駐車場の出口として、共用しないこと。
- (5) 市道四絡30号線に対する交通誘導員の配置について、オープン時だけでなく通常の繁忙期にも、市道四絡35号線との交差点に交通誘導員を配置すること。
- (6) 周辺道路における通行の安全確保に努めるとともに、来客車両が計画されている進入経路を通行するように、適切な案内看板設置等の対応が必要である。また、計画された進入経路においても、渋滞が発生しないように適切な車両誘導が必要である。
- (7) オープン時、その他繁忙期には、交通渋滞が発生することが予想されるが、これまでの対策の上に、店舗周辺での救急車両と来客車両の誘導計画や誘導人員の体制を構築するなど、万全の対応を必要とする。また、県立中央病院への緊急搬送だけでなく、店舗周辺での交通事故、火災等の災害発生時にも、同様に計画や体制の構築を必要とする。
- (8) 開発区域の付替えた用水路および、蓋掛した用水路の清掃を行うこと。また、開発区域内の上記以外用水路の清掃に協力すること。
- (9) 周辺住民から環境に関する苦情が申し立てられたら、誠意を持って対応し、必要に応じて市が実施する公害調査等に協力すること。

3 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第30号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年1月15日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町三沢2114番15地先から同1695番29地先まで	前	メートル 8.80～67.00	メートル 520.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	町道取付 嵩上げ工事 拡幅 仮設道設置
			後	14.50～75.00	520.00		
"	186号	浜田市金城町小国イ558番4地先から同イ979番6地先まで	前 A	7.00～31.00	410.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 交通安全工事 ダブルウェイ
			後 A	7.00～31.00	410.00		
			後 B	8.00～81.00	365.00		

県 道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町千酌 2026番3地先から同 1504番2地先まで	前	8.00~ 11.60	27.00	松江県土整 備事務所	災害復旧工事 拡幅	
			後	17.00~ 34.00	27.00			
"	"	松江市美保関町片江 1059番1地先から同 1060番1地先まで	前	14.00~ 17.00	10.00		災害復旧工事 拡幅	
			後	14.00~ 20.60	10.00			
"	"	松江市美保関町七類 2635番1地先から同 303番3地先まで	前	15.00~ 18.00	10.00		災害復旧工事 拡幅	
			後	17.50~ 22.00	10.00			
"	邑南飯南線	邑智郡美郷町村之郷 1263番1地先から同 1247番6地先まで	前	A	5.00~ 10.00	323.00	県央県土整 備事務所	左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 一部拡幅 ダブルウェイ 仮設道設置
				B	15.00~ 25.00	330.00		
			後	A	5.00~ 10.00	323.00		
				B	15.00~ 29.00	330.00		
"	"	邑智郡美郷町村之郷 1247番6地先から同12 66番1地先まで	前	A	5.00~ 8.00	111.00	左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 一部拡幅 ダブルウェイ 仮設道設置	
				B	14.00~ 62.00	92.00		
			後	A	5.00~ 16.00	111.00		
				B	16.00~ 62.00	92.00		
"	益田種三隅 線	浜田市三隅町西河内 723番2地先から同730 番2地先まで	前	2.80~ 3.50	153.30	道路改良工事 拡幅 仮設道設置		
			後	3.50~ 10.00	153.30			
"	弥栄旭イン ター線	浜田市金城町小国イ 558番4地先から同イ 554番5地先まで	前	A	10.00~ 32.00	200.00	浜田県土整 備事務所	左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 交通安全工事 ダブルウェイ
				後	A	10.00~ 32.00		
			B	8.00~ 33.00	274.00			
"	"	浜田市金城町小国イ 867番11地先から同イ 864番15地先まで	前	A	10.40~ 86.30	707.00	左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事	
				後	A	10.40~ 86.30		707.00

			B	11.60~ 93.00	389.00		ダブルウェイ
--	--	--	---	-----------------	--------	--	--------

島根県告示第31号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町三沢1695番83地先から同1695番29地先まで	メートル 364.00	平成20年 1月15日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	186号	浜田市金城町小国イ554番2地先から同イ979番8地先まで	98.00	平成20年 1月15日	浜田県土整備事務所	
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町千酌2026番3地先から同1504番2地先まで	27.00	平成20年 1月15日	松江県土整備事務所	
"	"	松江市美保関町片江1059番1地先から同1060番1地先まで	10.00	平成20年 1月15日		
"	"	松江市美保関町七類2635番1地先から同303番3地先まで	10.00	平成20年 1月15日		
"	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町大馬木2487番9地先から同2487番8地先まで	85.00	平成20年 1月15日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	出雲インター線	出雲市知井宮町2501番7地先から同町1678番4地先まで	417.60	平成20年 1月15日	出雲県土整備事務所	
"	益田種三隅線	浜田市三隅町西河内723番2地先から同730番2地先まで	153.30	平成20年 1月15日	浜田県土整備事務所	

正 誤

平成15年7月4日付け島根県報第1,484号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

四			ページ
島根県告示 第五百九十 一号の表中			箇所
五九〇・〇〇	五九〇・〇〇	八〇〇・〇〇	誤
五五五・〇〇	五九〇・〇〇	六一〇・〇〇	正

平成19年10月2日付け島根県報第1,919号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県告示第803号 の表中	松江市鹿島美保関線	松江鹿島美保関線
	島根県告示第804号 の表中	松江市鹿島美保関線	松江鹿島美保関線

平成19年12月28日付け島根県報第1,944号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤					
7	島根県告示第1074号 の表中	一般 国道	184号	飯石郡飯南町角井 1898番5地先から同 1898番2地先まで	メートル 22.50	平成19年 12月28日	雲南県土整 備事務所
		"	314号	仁多郡奥出雲町三沢 1695番83地先から同 1695番29地先まで	364.00	平成19年 12月28日	雲南県土整 備事務所仁 多土木事業 所
正							
		一般 国道	184号	飯石郡飯南町角井 1898番5地先から同 1898番2地先まで	メートル 22.50	平成19年 12月28日	雲南県土整 備事務所

